七　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

八～十一　［略］

2　［略］

一　既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料

二～五　［略］

六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七～十　［略］

3　特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

4　前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。

5　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

2　［略］

3　前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4　［略］

［号を加える。］

六～九　［略］

2　［略］

一　既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料

二～五　［略］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七～十　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

2　［略］

［項を加える。］

3　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第百十四条　［略］

一　廃止措置計画に係る炉心等から燃料体が取り出されていること。

二～四　［略］

2　前項の規定にかかわらず、特定研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定研究開発段階発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条　［略］

2　前項の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一～四　［略］

（身分を示す証明書）

第百三十三条　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第百三十四条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　第九十条第三項の届出書

三・四　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第百十四条　［略］

一　廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。

二～四　［略］

［項を加える。］

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条　［略］

2　前項の場合においては、法第四十三条の三の十五第一項の検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一～四　［略］

（身分を示す証明書）

第百三十三条　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第百三十四条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　第九十条第二項の届出書

三・四　［略］